

- 日時：2024（令和6）年6月14日（金）午後2時～3時30分
- 場所：尼崎市役所北館 4-1会議室
- 出席者
  - (1) 委員：9名（石元委員（会長）、武本委員、（副会長）、太田垣委員、上玉利委員、木村委員、栗本委員、高尾委員、友永委員、朴委員）
  - (2) 事務局：10名（総合政策局長、文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課6名）
  - (3) 関係課：4課（人材育成担当、学校教育課、いじめ防止生徒指導担当、学び支援課）
- 傍聴者：2名

#### 議事(1) 会長及び副会長の選出について

- 事務局：まず、会長の選出について、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第12条第6項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。
- 委員：学識経験者であり、前期の審議会においても会長を務められた石元委員にお願いしてはどうか。
- 委員一同：異議なし
- 事務局：それでは、石元委員を会長に選任することに決定する。
- 会長：—— 会長挨拶 ——
- 会長：会長と同様に、副会長の選出については尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第12条第6項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。
- 委員：会長に一任してはどうか。
- 委員一同：異議なし
- 会長：それでは、前期同様に武本委員を副会長に選任することに決定する。
- 副会長：—— 副会長挨拶 ——

#### 議事(2) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について

- 会長：それでは、本日の議事の2、『「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について』を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。
- 事務局：—— 資料2に基づき説明 ——
- 会長：何か意見等あるか。
- 委員：在日朝鮮人というのは1960年代まで、在日韓国・朝鮮人は2000年まで使われていたが、2000年以降は日本国籍を取得したコリアンも含めた「在

日コリアン」に呼称が変遷してきており、指針への表記は「在日韓国・朝鮮人」より「在日コリアン」としたほうが良いのではないかと。同様に、資料2の5ページ目総評①の「在日韓国人三世」についても、表現を統一したほうが良い。

委員 : 「在日コリアン」表記について承知した。また、資料2の9ページ目の下部にあるマジョリティ・マイノリティの説明は、4ページ目が用語の初出のため、4ページ目のマジョリティ特権の説明と併記したほうが良い。

会長 : 併せて、資料2の13ページ目の下部にある ALLY の説明は、12ページ目が用語の初出のため、移動させたほうが良い。その他の用語についても同様であり、用語と用語説明は同じページにあるほうが良い。

委員 : 人権文化いきづくまちづくり計画の期間は令和3年から令和12年までであり、先ほどの在日コリアンの呼称についての話にもあったとおり、言葉の定義は変わっていく。マイノリティ・マジョリティも場面によって異なると思うが、どうか。

委員 : 一人ひとりのなかに多様な側面があり、マジョリティ性とマイノリティ性を有しているため、一概にこの人はマジョリティ・マイノリティであると決めつけることはできない。また、これまでは困難な状況の人たちに対してどのように手を差し伸べるか、といったアプローチが中心であったが、マジョリティに対しても啓発の焦点を当てていく、という方向性であると理解をしている。

会長 : 一般的に権力という言葉は狭い意味で使われるが、資料2の9ページ目にあるマジョリティ・マイノリティの説明で使われている権力は広い意味で力関係を指しており、市の意図する意味が通じないならば、文言の工夫が必要である。

委員 : 権力という言葉を使わずに「社会の中心に近い、主流派の集団」等にしても良い。

事務局 : 審議会委員の意見もいただきながら、市民の方により理解いただけるような表記を工夫する。

会長 : 大事なことは、多くの人はマジョリティ側にいるということに気づいていないという点であり、気づきに繋がるような表現が望ましい。

委員 : 権力等の言葉では、力関係のみで決まってしまうような印象を受けてしまう。

委員 : 資料2の9ページ目にある取組⑫⑬⑭について、地域活動の先に人権があるということだと思うが、例えば⑫について「…正しい体操のやり方を指導すること等を実施した。」という文末にすると、それがどのように人権に繋がるのか、人権文化いきづくまちづくりにどのように繋がるのかをわかりやすく記載されていると良い。

事務局 : 修正する。

会長 : 資料2の16ページ目の「権利の理解を高める教育」において、性的マ

イノリティやデートDVが記載されているが、「権利の理解を高める」といった視点であれば、自分や他者がどのような権利を持っているか、権利と義務の違い等、内容を記載したほうが良いのではないか。

また、資料2の7ページ目総評②について、以前、尼崎市が行った人権についての市民意識調査において、人権侵害を受けたときに「公的な機関に相談した」と回答した割合が非常に少なかった。尼崎市に限らず他市でも公的な機関、特に人権擁護委員に相談した等は非常に少ない割合になっており、相談窓口が十分に市民に伝わっていないことは大きな課題であり、記載しても良いのではないか。

ここまでの各委員よりいただいた意見について、事務局と調整し、審議会意見として取りまとめるものを検討する。その他、意見等があれば事務局へ連絡いただく。

### 議事(3) 人権についての意識調査の概要について

- 会長 : それでは、本日の議事の3、「人権についての意識調査の概要について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : ——資料3に基づき説明——
- 会長 : 何か意見等あるか。
- 委員 : 意識調査項目について、法の認知度を問う質問の中で「アイヌ施策推進法(2019年)」「LGBT理解増進法(2023年)」を入れていただきたい。
- 会長 : 前回調査では18歳、19歳の回収票数は5票、20歳代は71票であり30歳未満の回収率が低い傾向にある。令和3年度に加古川市が実施した人権に関する市民意識調査と同様に、標本数2,500人(標本サンプル)に加えて、18歳~19歳を300人、20歳~29歳を200人を追加サンプルとして抽出し、合計3,000人を調査対象としてはどうか。(年齢別で比較する時のみ、追加サンプルを加えて分析を行う。)
- 副会長 : オンラインでの回答方式も検討いただきたい。
- 事務局 : 今回の市民意識調査では紙の調査票にQRコードを添付し、オンラインでも回答できるようにするなど、工夫をしていく。
- 委員 : 紙の調査票について、封筒を開けないまま捨てられてしまうこともあるかと思うので、工夫が必要である。
- 事務局 : 委託業者の提案により、啓発チラシを入れたクリアファイルにアンケートを同封する等、捨てられにくくする工夫を行う予定である。
- 委員 : 前回の意識調査から用語や説明のアップデートが必要である。例えば、LGBTの「T(トランスジェンダー)」の説明として「心の性」とあるが、当事者含め誤解を招きやすい表現のため使われにくくなっており、「出生時に割り当てられた性別と…」というような表記に変えた方が良い。また、職員意識調査の問2にある選択肢の「1. アダルトビデオやポルノ雑誌…」は、現在では「インターネットにおける性的な広告」の方が日常的である。

また、問5にある選択肢の「1. 悪徳商法や詐欺などの…」は特殊詐欺とわかるような表現にした方が良いのではないか。

今回の意識調査の法の認知度を問う部分で、人権に関連する事柄として、「マジョリティ特権」「マイクロアグレッション」「アンコンシャスバイアス」等の言葉・概念の認知度を問うてはどうか。

今後の、特に職員向けの啓発などを考える上での参考になるのではないか。

委員 : フェイスシートの性別欄について、男性・女性・回答しない、とするのか

事務局 : 今回の意識調査の性別記載欄については、本市のガイドラインに沿って男性・女性・その他・回答しない、とする予定である。

委員 : 問6にある選択肢の「2. 本名では生活しづらい…」は「本名(民族名)」と表現したほうが良い。また、問19-1の「在日韓国・朝鮮人」は「在日コリアン」と表現したほうが良い。

会長 : ここまでの各委員よりいただいた意見については、意識調査部会においても議論を行う。

#### 議事(4) 多文化共生社会推進指針(案)について

会長 : それでは、本日の議事の4、「多文化共生社会推進指針(案)について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料4に基づき説明——

会長 : 何か意見等あるか。

委員 : 情報共有までに、「DE&I」の概念について、現在では「JEDI (Justice、Equity、Diversity、Inclusion)」という概念も出てきているが、指針への反映等については要検討である。

委員 : 「外国籍住民」というのは、日本語のニュアンスで「外国籍の住民」を指しており、「日本国籍を持つ外国にルーツのある人」は一般的に除外されるため、資料4の※1で「外国籍住民」に「外国にルーツのある人」を含めるのは修正すべきである。「日本国籍を持つ外国にルーツのある人」という表現で使われているのは、2ページ目の「外国籍住民を含む全ての人が…」の部分や、5ページ目のイにある「外国籍住民も日本人と同様…」の部分であり、この部分を「外国籍住民(外国にルーツを持つ人)」としたほうが良い。

事務局 : 資料4において、「外国籍住民」表記は複数あるため、別途多文化共生部会において調整させていただきたい。

#### 議事(5) その他

会長 : 最後に、議事の5「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 令和6年度の審議会開催スケジュールについて説明を行う。

——資料5に基づき説明——

会長 : それでは、これをもって、令和6(2024)年度第1回人権文化いきづくま  
ちづくり審議会を閉会する。

以 上